

平成30年7月豪雨被害による  
損壊した家屋及び宅地内の土砂混じりがれき処理支援のご案内  
**(家屋撤去の費用償還)**

本制度は、平成30年7月豪雨によって損壊した家屋又は宅地内に流入した土砂混じりがれきを、既に自費で撤去された方を対象として、費用の償還を行うものです。

■損壊家屋の解体・撤去費の償還

(1) 対象

- ①住家(災害時において現に居住していた家屋)
- ②住居と事業所が一体となった建物
- ③事業所(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(同規模の公益法人等を含む))

(2) 費用償還対象となる要件(以下のすべての要件を満たしたもの)

- ①罹災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定を受けていること
- ②家屋の全体を解体・撤去していること  
※一部のみの解体や修復・リフォームしたものは対象外
- ③申請者と家屋の所有者が同一人物であること  
申請者と所有者が異なる場合は、償還手続きに係る一切の事務について、申請者が所有者から委任されていること
- ④家屋が差押え等を受けていないこと
- ⑤所有者が亡くなっていて相続登記未了の場合は、法定相続人全員の同意、または遺産分割協議書など、公正証書の写しがあること
- ⑥家屋に抵当権等が存在する場合、権利者全員の同意があること
- ⑦暴力団又は暴力団員ではないこと
- ⑧暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

(3) 費用償還対象となる解体・撤去の範囲

- ①解体・撤去は地上より上の建物部分(基礎を除く)の撤去費が対象です。  
※基礎及び地中の埋設物や施設は対象外です。
- ②上記の家屋等に附属する倉庫、門扉、塀、庭木その他の構造物及び建物内の家財類は、建物部分と混然となってがれき化しているものなど、建物部分と一体的に撤去を行う必要があった場合に限り対象となります。

(4) 申請に必要な書類

別紙「申請書類チェックリスト」をご確認ください。

※申請書の様式は、事前に状況の聞き取りや現地確認等をさせていただいた後  
にお渡しします。

(5) 申請書提出期限

平成30年12月28日（金）

## 申請書類チェックリスト

### 【家屋撤去の費用償還】

(同時に土砂混じりがれきを撤去した場合を含む)

#### 【必ずご提出いただくもの】

チェック欄	書類名	様式名	備考
	損壊家屋等自費撤去の費用償還申請書	様式第1号	
	建物配置図	様式第1号添付書類①	
	状況写真	様式第1号添付書類②	
	暴力団等でない旨の誓約兼同意書	様式第3号	
	申請者の身分証明書(写真付)の写し	-	写真なしの場合は2種類
	罹災証明書(写し可)	各区役所総務企画課	
	登記事項証明書(建物・全部) <u>※土砂混じりがれきの撤去も併せて行った場合は登記事項証明書(土地・全部)も添付してください</u>	門司・小倉北・小倉南・戸畑 →福岡法務局北九州支所 八幡東・八幡西・若松 →福岡法務局八幡出張所	未登記の場合は、名寄帳の写し(各区役所税務課又は市税事務所で交付)
	建物解体証明書	解体工事を行った業者	
	見積書又は契約書の写し		
	撤去費用に関する内訳がわかるものの写し (工事内訳明細など)		
	請求書の写し		
	領収書の写し		

#### 【状況に応じてご提出いただくもの】

	損壊家屋等の自費撤去の費用償還に関する委任状	様式第1号添付書類③	申請者と所有者が異なる場合
	損壊家屋等の自費撤去に関する同意書	様式第1号添付書類④	共有者等がいる場合
	損壊家屋等の撤去に関する誓約書	様式第1号添付書類⑤	同意書を取ることが難しい場合
	マニフェスト伝票の写し	解体工事を行った業者	撤去した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合